

## 福井市イメージロゴ及びタグライン「福いいネ！」利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、別記「福井市イメージロゴ及びタグライン『福いいネ!』(以下「ロゴ等」という。)」の幅広く活発な利用を推進するために必要な事項を定め、もって福井市(以下「市」という。)の認知度やイメージ等の向上に寄与することを目的とする。

### (権利)

第2条 ロゴ等に関する一切の権利は、市に属する。

### (デザイン及び利用方法)

第3条 ロゴ等の形状、色及び表示サイズその他のデザイン並びに利用方法に関する具体的事項は、この規約によるほか福井市イメージロゴデザインマニュアル(以下「マニュアル」という。)の定めるところによる。

### (利用の手続)

第4条 ロゴ等の利用については、原則、事前の許諾を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴ等を利用した商品を広く販売しようとする者は、福井市長(以下「市長」という。)の許諾を受けなければならない。

3 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 図面、イラスト、完成見本その他のロゴ等の利用内容が分かる資料

(2) 申請者が事業者である場合には、会社概要等の事業内容が分かる資料

(3) ロゴ等を利用して食品、食品の包装等を製造、販売又は宣伝する場合には、製造、販売に係る保健所の営業許可証の写し。ただし、保健所の許可証等が必要ない食品の場合を除く。

(4) その他、市長が必要と認めるもの

### (利用の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、ロゴ等を利用することができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(4) 政党又は宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある者

### (利用の許諾)

第6条 市長は、利用申請書を審査し、第1条に定める目的に合致すると認めるときは、

ロゴ等の利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、ロゴ等の利用内容その他の事項について条件を付すことができる。

2 市長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第2号）を申請者へ送付する。

（利用許諾の制限）

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、ロゴ等の利用が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、利用を許諾しない。

- (1) マニュアルに違反するもの
- (2) ロゴ等のイメージを損なうもの
- (3) 法令及び公序良俗に反するもの
- (4) 市の信用、品位及び利益を害するもの
- (5) 第三者の利益を害するもの
- (6) ロゴ等の利用によって誤認又は混同を生じさせるもの
- (7) 特定の個人、団体（市を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦するもの。ただし、第1条に規定する目的に特に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
- (8) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現するもの
- (9) その他ロゴ等の利用が不相当と認められるもの

2 市長は、利用を許諾しないときは、利用不許諾書（別記様式第3号）を申請者へ送付する。

（利用許諾の期間）

第8条 第6条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許諾書において指定された期日までロゴ等を利用することができる。

2 利用者は、前項の期間満了後において、引き続きロゴ等を利用しようとするときは、改めて申請を行い、利用許諾を受けなければならない。

3 利用者は、前項の規定にかかわらず、当該利用に係る物件等の在庫を整理するために必要な期間（1年間を限度とする。）に限り、第1項の期間を超えてロゴ等を利用することができる。ただし、当該利用許諾を受けた内容を変更してはならない。

（利用料）

第9条 ロゴ等の利用は、無料とする。

（地位の承継）

第10条 相続人又は合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

（利用上の遵守事項）

第11条 利用者は、ロゴ等の利用に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 市長の求めに応じ、当該利用に係る物件についての利用内容が分かる完成品又は写真等の資料を提出すること。

(3) 第6条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) 当該利用に係る物件の配布、販売、宣伝及び広告等に際して、著作権者及び許諾番号(「©2020 福井市 福いいネ! #●●●●」(●●●●には、市長が利用許諾書で指定する利用許諾番号を記載する。以下同じ。)又は「©2020 fukui city. FUKUIINE!#●●●●」)を明示すること。

(許諾内容の変更等)

第12条 利用者は、利用内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

2 市長は、変更申請書を審査し、適当と認めるときは、利用内容の変更を許諾し、変更許諾書(別記様式第5号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾(前条の変更の許諾があったときは、変更後のもの。以下同じ。)を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの規約に違反したとき。

(2) 利用者が第6条の利用許諾に付した条件に違反したとき。

(3) 申請書に虚偽があることが判明したとき。

(4) 第5条及び第7条に掲げる条件のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) その他利用許諾の継続が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により利用許諾を取り消した場合には、利用許諾取消通知書(様式第6号)を利用者に対して送付する。

3 利用者は、前項の規定により通知を受けたときは、その日からロゴ等を利用することができない。

4 市長は、利用許諾を取り消した場合は、利用者に対し、当該利用に係る物件の回収その他必要と認める措置を請求することができる。

5 市長は、前3項の規定による利用許諾の取消その他の措置により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 市長は、ロゴ等の利用状況等について調査し、又は利用者に報告させることができる。

(独占等の禁止)

第14条 この規約による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど独占してロゴ等を利用する権利を付与し、又は利用者及び利用に係る物件について推奨するものではない。

(経費等の負担)

第15条 市は、この規約による利用許諾の申請に要した費用並びに利用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(損害等に対する責任)

第16条 市は、ロゴ等の利用を許諾したことに起因する損害等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、当該利用に係る物件により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。

3 利用者は、ロゴ等の利用に関して市に損害を与えた場合は、当該損害について市に賠償又は補償しなければならない。

(情報の公開)

第 17 条 市長は、ロゴ等の利用促進を図る観点から、利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 18 条 この規約に関する事務は、福井市総務部新幹線プロモーション課が行う。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、ロゴ等の利用に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

別記 福井市イメージロゴ及びタグライン「福いいネ！」

ORIGIN		VARIATION	
1		2	
3			
MONOCHROME			
4		5	
6			
7		8	
9			
FUKU-IINE! RED			
10		11	
12			
13		14	
15			
STICKER TYPE			
16		17	
18		19	
20		21	
22		23	
24		25	
26		27	